

注1：「公開の請求」には、合併後及び合併前の市町の条例の規定により請求の対象となる公文書（情報）について、「公開の申出」には、請求の対象とはならないものの任意に対応した公文書（情報）について記入している。

注2：「※」は、1件の公開の請求の中に複数の対象公文書があり、それぞれ異なった処理をしたものが含まれている。

注3：閲覧に係る請求・申出がなかった実施機関には、「閲覧」の欄を設けていない。

2 審査請求の状況について

令和7年度 審査請求件数	令和6年度 審査未了件数	審査請求に対する裁決				取下げ	審査中
		認容	一部認容	棄却	却下		
1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	2件